

生駒市条例第43号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

(1) 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月生駒市条例第28号）第5条第2項ただし書

(2) 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和31年1月生駒市条例第11号）第5条ただし書

(3) 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年9月生駒市条例第17号）第2条第5項ただし書

第2条 次に掲げる条例の規定中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(1) 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項ただし書

(2) 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第5条ただし書

(3) 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第5項ただし書

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定、同条の規定による改正後の生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の常勤特別職給与条例」という。）の規定及び同条の規定による改正後の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当又は給与の内払)

3 改正後の議員報酬等条例、改正後の常勤特別職給与条例又は改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当、同条の規定による改正前の生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は同条の規定による改正前の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当、改正後の常勤特別職給与条例の規定による給与又は改正後の教育長給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。